

京都府介護員養成研修に関する要綱

平成31年4月1日施行

京都府介護員養成研修に関する要綱

第1章 総則

(目的等)

第1条 この要綱は、介護員養成研修に関して、介護員養成研修事業者の指定の基準その他の必要な事項を定め、もって介護員養成研修の適正な実施及び介護保険事業の健全かつ円滑な運営を確保することを目的とする。

2 介護員養成研修については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で用いる用語は、法、政令及び介護保険法施行規則（以下「法令」という。）で使用する用語の例による。

第2章 介護員養成研修事業者

(事業者の責務)

第3条 介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）は、法令、この要綱、関係法令及び関係当事者間の契約を遵守するとともに、介護員養成研修事業（以下「研修事業」という。）が適正に行われるよう相当の注意及び監督を尽くさなければならない。

2 事業者は、当該研修事業に関し、その事業者の名称以外の名称を標榜してはならない。ただし、当該事業者の名称の全部又は一部の文字を用いた名称で、当該事業者が行う研修事業である旨が容易に判別できるものについては、この限りでない。

(事業者の指定)

第4条 政令第3条第1項第1号ロの事業者の指定を受けようとする者は、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法令及びこの要綱の規定による指定等の申請又は届出の際知事に提出された書類については、その内容に変更がなく、かつ、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(1) 事業計画を記載した書類

(2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取り図

(3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合

には、使用する権原)を証する書類

(4) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(5) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(6) 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本

(7) 役員(理事、取締役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し理事、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下同じ。)の住民票の写し及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)

(8) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書若しくは登記簿の謄本

(9) 申請者に第9条第8号オに規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書

(10) 事業者及びその役員が事業を実施するに当たり遵守すべき事項を誓約する書面(様式第1号-2)並びにその印鑑登録証明書

(11) 第14条ただし書に規定する場合にあっては、同条に規定する受託者についての前各号に規定する書類並びに委託に係る契約書

3 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める書類の添付を要しない。

(1) 地方公共団体又は国(地方公共団体又は国の出資又は拠出に係る法人を含む。)

前項第4号から第10号までに掲げる書類

(2) 社会福祉法人、医療法人及び学校法人 前項第5号から第9号までに掲げる書類

(3) 株式会社(その株式を公開しているものに限る。) 前項第7号から第9号までに掲げる書類及び同項第10号に掲げる書類(役員に係るものに限る。)

4 第1項の規定にかかわらず、介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修のうちいずれか一方の事業者として指定を受けている者が、他方の研修の事業者として指定を受けようとする場合において、第10条第1項の変更の届出(指定申請時に知事に提出した第2項各号に掲げる書類の内容の変更のうち研修課程に係るものに限る。)を行ったときは、他方の研修の事業者として第1項の指定を受けたものと見なす。

(申請に対する審査、応答)

第5条 知事は、前条の規定による申請が、同条第1項に規定する申請書の記載事項に不備

がないこと、同条第2項各号に掲げる書類が添付されていることその他の申請の形式上の要件に適合しないときは、補正を求めることなく、当該申請により求められた指定を拒否する旨の処分を行うものとする。ただし、明白な誤字、脱字その他の軽微な不備については、補正を求め、又は職権で補正することができる。

(標準処理期間)

第6条 第4条の規定による申請（適法なものに限る。）が知事に到達してから当該申請に対する指定又は指定を拒否する旨の処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

2 前項の期間には、申請の処理の途中で、第4条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が申請内容を変更するために要する期間及び審査のために必要な添付書類を追加することとなった場合に要する期間は、含まれない。

(研修の受講の募集等)

第7条 政令第3条第1項第1号口の事業者の指定を受けようとする者は、当該指定を受けた後でなければ、その行おうとする研修を受講しようとする者を募集し、及び受講の申込み（申込みの予約を含む。）を受けてはならない。

(申請者に対する指示等)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、申請者若しくはその役員若しくはその従業者であった者（以下この項において「役員であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を指示し、申請者若しくはその役員若しくはその従業者若しくは役員であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは申請に係る事業所その他の関係場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、関係行政機関若しくは関係地方公共団体に対し照会し、又はその他の関係者に対し、指定に関し必要な報告を求めることができる。

(指定の審査基準)

第9条 政令第3条第1項第1号口の事業者の指定は、申請者が次のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 第4条第3項各号に掲げる者以外の者にあつては、継続して2年以上の期間、介護保険法の規定による指定又は許可を受けていること。

- (3) 事業者が、その研修事業を行うことができなくなった場合（当該事業者に係る政令第3条第1項第1号口の指定を取り消された場合を含む。）において、市町村又は他の事業者が代わって当該研修事業の全部又は一部の実施その他の必要な措置を講ずることが確実であると認められること。
- (4) 府内に独立して事業所を設置し、当該研修事業に係る研修の実施場所、研修に従事する講師等の確保、受講生の募集その他事業の実施に必要な業務が行われているものと認められること。
- (5) 研修事業を適正、かつ、継続して円滑に行うに足りる知識経験及び経理的基礎を有する者であること。
- (6) 介護員養成研修事業に係る経理がその他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類その他の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (7) 毎年度1回以上の研修を実施する事業計画及び体制が整っていること。
- (8) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- ア 罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - イ 第12条若しくは第30条又は法の規定により指定若しくは許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
 - ウ 法令に違反し、その違反した日から2年を経過しない者
 - エ その業務（商事又は民事上の行為を含む。）に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ その役員又は申請者の使用人（本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者であるものに限る。）のうちに次のいずれかに該当する者のある者
 - (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (イ) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (ウ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、若しくは法令に基づく処分に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 第12条若しくは第30条又は法の規定により指定又は許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該指定又は許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第

88号)第15条の規定による通知があった日(通知がなかった場合には、その取消しの日)前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

カ 当該申請者が第8条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を指示されてこれに従わず、又は虚偽の報告をした者

キ 当該申請者又はその役員若しくは従業員が第8条第1項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

ク 当該申請者又はその役員若しくは従業員が、京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力団員等である者

(変更の届出)

第10条 事業者は、第4条の規定により提出した同条第1項の申請書の記載事項又は同条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その変更の日から10日以内に、様式第2号の規定による届出書によりその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、第4条第2項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添付しなければならない。

3 事業者は、既にこの要綱に規定する介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修の事業者として指定されている場合には、事業者指定の手続き時に提出した第4条第2項各号に掲げる書類に関する変更の届出を行うことで、もう一方の研修の事業者として指定を受けることができる。

(事業者に対する指示等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、事業者若しくはその役員若しくはその従業者であった者(以下この項において「役員であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を指示し、事業者若しくはその役員若しくはその従業者若しくは役員であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業者の事業所その他の関係場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、関係行政機関若しくは関係地方公共団体に対し照会し、又はその他の関係者に対し、事業者若しくは研修事業に関する報告を求めることができる。

(指定の取消し等)

第12条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。

- (1) 法令若しくはこの要綱若しくは法令若しくはこの要綱に基づく指示に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- (2) 第9条第1号から第7号までに規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第9条第8号アからオまで又はクのいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 事業者が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を指示されてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 事業者又はその役員若しくは従業員が前条第1項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該事業者の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (6) 事業者が、不正の手段により政令第3条第1項第1号ロの事業者の指定を受けたとき。

(事業の停止等の指示)

第13条 知事は、事業者が前条各号のいずれかに該当するおそれがある場合において、研修事業の適正な実施を確保するために必要があると認められるときは、期間を定めて、当該研修事業の全部若しくは一部の停止、内容の変更その他その適正な実施を確保するために必要な措置を講ずべきことを指示するものとする。

(事業の委託の禁止)

第14条 事業者は、研修事業の全部又は一部を他人に委託してはならない。ただし、次のいずれにも該当する場合は、その一部に限り他人に委託することができる。

- (1) 研修事業の一部を第9条各号のいずれにも該当する者(以下「受託者」という。)に委託すること。
- (2) 受託者がその委託を受けた研修事業の全部又は一部を他人に委託しないこと。

(名義貸しの禁止)

第15条 事業者は、自己の名義をもって、他人に研修事業を行わせてはならない。

第3章 介護員養成研修

(研修の指定)

第16条 政令第3条第1項第1号口の研修の指定は、その指定を受けようとする事業者の申請により、当該研修を受講する者の募集の開始から当該研修を修了した旨の証明書を交付するまでの一連の行程を単位とする研修の課程ごとに行うものとする。

第17条 政令第3条第1項第1号口の研修の指定を受けようとする者は、様式第3号（同号の事業者の指定を同時に受けようとする者にあつては、様式第1号）による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法令及びこの要綱の規定による指定等の申請又は届出の際知事に提出された書類については、その内容に変更がなく、かつ、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- (1) 第9条第3号に規定する市町村又は他の事業者の誓約書（様式第3号-2）
- (2) 第29条第3項に規定する修了証明書等の様式
- (3) 学則（様式第3号-3）
- (4) 介護員養成研修重要事項説明書（様式第3号-4）
- (5) 研修日程及びカリキュラム表（様式第3号-5）
- (6) 講師一覧表（様式第3号-6）
- (7) 講師経歴書（様式第3号-7-1）
- (8) 講師誓約書（様式第3号-7-2）
- (9) 担当科目証明書（様式第3号-8）
- (10) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取り図
- (11) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原）を証する書類
- (12) 実習施設利用計画書（様式第3号-9）（講義を実習の方法によって行う研修に限る。）
- (13) 実習施設の承諾書（様式第3号-10）（講義を実習の方法によって行う研修に限る。）
- (14) 添削指導実施要領（講義を通信の方法によって行う研修に限る。）
- (15) 通信添削課題（問題集、解答用紙及び模範解答とし、講義を通信の方法によって行う研修に限る。）

3 前項本文の規定にかかわらず、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体又は国の出資若しくは拠出に係る法人にあつては、同項第1号に定める書類の添付を要しない。

4 第5条及び第6条の規定は、前3項の規定による申請について準用する。

(研修の受講の募集)

第18条 事業者は、政令第3条第1項第1号口の研修の指定を受けた後でなければ、当該研修の課程を受講しようとする者を募集し、及び申込み（申込みの予約を含む。）を受けてはならない。

(準用)

第19条 第8条の規定は、政令第3条第1項第1号口の研修の指定について準用する。

(研修の課程及び方法)

第20条 研修の課程は、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とし、そのカリキュラムは、別表1のとおりとする。

2 研修は、講義（通信の方法によるものを含む。）及び演習により行うものとし、必要に応じ実習及びオリエンテーションにより行うことができる。なお、生活援助従事者研修にあつては、移動・移乗に関連した実習を2時間実施するものとする。

3 前項のオリエンテーションに係る時間は、研修時間数には含まない。

(研修の修業年限)

第21条 研修の修業年限は、介護職員初任者研修課程にあつては8月以内、生活援助従事者研修課程にあつては4月以内とする。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する短期大学及び高等学校において福祉に関する課程を有し、卒業に必要な履修単位の科目として研修を実施する学校法人（この要綱の施行前に研修を実施する意思がある旨の表明があつた場合であつて知事が特に適当と認めるものに限る。）が行う研修については、修了年限を1年以内とする。

(指定の審査基準)

第22条 政令第3条第1項第1号口の研修（講義を通信の方法によって行うものを除く。）の指定は、当該申請が次のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

(1) 研修の内容が別表1及び規則第22条の27に規定する基準に適合するものであること。

(2) 研修に従事する講師について、別表1の資格要件を満たす者が必要数確保されていること。

(3) 講師が前号の資格要件に該当することを確認し、出講について承諾が得られていること。

(4) 現に行われた研修が法令又はこの要綱に違反する研修その他不適正なものであつた

- 場合には、事業者と連帯して責任を負うことについて同意する実習施設が確保されていること。(講義を実習の方法によって行う研修に限る。)
- (5) 研修の実施場所が府内の区域において、社会通念に照らして研修の適正な実施を確保するために適当な施設、建物内に確保されていること。
 - (6) 研修を実施するための定員に見合った規模の会場及び必要物品が確保されていること。
 - (7) 演習については、受講生25名につき1名以上の講師が担当し、すべての講師が講師要件を満たしていること。
 - (8) 演習用のベッドは受講生10名に対し1台以上を確保されていること。
 - (9) 第26条第2項に定める補講を除き、受講する課程コース以外を受講できない旨が学則に明記されていること。
 - (10) 研修の開始日以降の日を始期として受講することは認められない旨が学則に明記されていること。
 - (11) 別表1の(Ⅰ)「各科目の到達目標、評価、内容」を実施の際、「ねらい、指導の視点、内容」に沿って講義及び演習を適切に組み合わせて実施されると認められること。
 - (12) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 当該研修を行う事業者が第12条各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認められること。
 - イ 第17条第1項の申請書又は同条第2項各号に掲げる書類に記載されている事項に虚偽の内容が含まれていること。

第23条 政令第3条第1項第1号ロの研修(講義の一部を通信の方法によって行うものに限る。)の指定は、当該申請が次のいずれにも該当する場合に限り、行うものとする。

- (1) 前条各号のいずれにも該当すること。
- (2) 課題の作成、質問への応対、添削担当者は別表1に定める講師資格を有する者が行い、学習内容が適正かつ効果的に理解できる内容であること。
- (3) 課題の配付から回収までの期間は、受講生の習熟度を勘案し適切な期間が設けられていること。
- (4) 課題の内容については選択式、記述式を設け、定期的に内容の見直しを行うこととされていること。
- (5) 別表1の(Ⅰ)「各科目の到達目標、評価、内容」の科目毎にレポートの提出を行わせること。
- (6) 通信学習時間の上限は、別表2「通信学習の場合の通信時間数」のとおりとすること。

第24条 研修に従事する講師については、当該指定に係る研修計画においてその行うべき講義又は演習を特定した複数の者を候補として指定を受け、その者のうちから実際に講義又は演習を行う講師を、当該指定に係る講義又は演習を行う日の1週間前までに届け出ることができる。

2 前項の規定により候補として指定を受けた講師については、同項の期間内に同項の規定による届出があったときに限り、当該指定に係る研修計画に適合した研修が行われたものとみなす。

(研修科目の免除)

第25条 事業者は、研修科目の全部又は一部を免除してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程に応じ、当該各号に定める者については、その申請により当該者について別表3に規定する研修科目に限り免除することができる。この場合においては、あらかじめ、免除する者の範囲を学則に規定し、研修を受講する者に明示しなければならない。

(1) 介護職員初任者研修課程

ア 生活援助従事者研修課程を修了した者

イ 入門的研修(「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に規定するものをいう。以下同じ。)を修了した者。ただし、基礎講座及び入門講座の両講座を修了している者に限る。

ウ 認知症介護基礎研修(「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)に規定するものをいう。以下同じ。)を修了した者

(2) 生活援助従事者研修課程を修了した者

ア 入門的研修を修了した者。ただし、基礎講座及び入門講座の両講座を修了している者に限る。

イ 訪問介護に関する3級課程(「介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。)を修了した者

3 事業者は、前項の申請があったときは、前項各号に定める者についての資格証明する書面等により確認し、免除するかどうかの決定をしなければならない。この場合においては、その決定の内容及び理由を同項の申請をした者に通知するものとする。

(研修の修了の認定)

- 第26条 研修を修了した旨の認定は、別表1に定める全ての課程を受講した者であって、介護技術の習得が認定され、かつ、介護職員初任者研修課程にあっては1時間以上、生活援助従事者研修にあっては0.5時間以上の筆記試験を受験し、研修内容についての理解と習熟が学則に定める基準に適合しているものと認められるものに限り、行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により欠席した者が当該指定に係る研修の期間内に行われる補講（次の各号のいずれかに該当する方法によるものに限る。）を受講したときは、別表1に定める課程を受講したものとみなすことができる。
- (1) 当該研修科目と同一の講師が担当する研修を別途に実施し、受講させること。
- (2) 当該研修期間内で実施されている他のコースにおける当該研修科目と同一の科目を受講させること。
- (3) 当該研修のうち講義にかかる内容については、そのすべてを撮影、録取した映像を事業者の管理下で視聴させ、出席していた場合と同等の内容を学習させた上で、レポートを提出させることにより、受講者の理解度を確認すること。
- 3 前項の規定による補講は、研修の課程の教科の1割を超えない範囲内とする。

(研修に関する遵守事項)

- 第27条 事業者、第14条ただし書の規定による研修の実施の一部の委託を受けた者又はこれらの役員若しくは従業者（以下この条において「事業者等」という。）は、正当な理由なく、研修の業務に関しその業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。これらの者であった者についても、同様とする。
- 2 事業者等は、その行う研修の受講者に対し、当該研修の受講に関し知り得た人の秘密を漏らしてはならない旨を指導しなければならない。
- 3 事業者は、その行う研修を公開するとともに、見学等を実施するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、学則を定め、これを公開し、かつ、受講に関する契約に際して、当該契約の相手方に対し、第17条第2項第4号に掲げる介護員養成研修重要事項説明書を交付して、その内容についてあらかじめ十分に説明しなければならない。
- 5 事業者は、苦情に対応するための相談窓口を設置するとともに、苦情があった場合には、迅速かつ誠実に対応しなければならない。
- 6 事業者は、研修の実施状況、関係者との間の債務の履行状況等について、関係資料を調製しておかなければならない。
- 7 事業者は、講義を実習の方法によって行う場合は、実習を行う前に説明会を実施し、実習時の態度、服装、高齢者への接し方、心構えその他の必要な事項について十分に指導を

行わなければならない。

- 8 事業者は、訪問介護サービスを利用する者の人権を尊重し、福祉理念と信頼関係に基づいたサービスを提供することができる介護員の養成に努めなければならない。
- 9 事業者は、受講申込受付時又は初回の講義時に、研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書等（健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、年金手帳、在留カード等又は国家資格等を有する者にあつては、免許証若しくは登録証等）により確認しなければならない。
- 10 前項の規定は、研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書の提示等により確認する趣旨であるため、研修受講者等に過度の負担をかけないように留意するとともに、必要な限度を超えて個人情報の収集を行わないよう努めなければならない。

（変更の届出）

第28条 事業者は、第17条の規定により提出した同条第1項の申請書の記載事項又は同条第2項各号に掲げる書類の内容を変更するときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- 2 前項の届出をしようとする者は、当該変更に係る研修の実施の日の10日前までに、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

ただし、天災等やむを得ない事情による場合は、すみやかに提出するものとする。

- 3 前項の届出書には、第17条第2項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。
- 4 知事は、届出の内容が適当でないとは判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

（実績報告書の提出及び修了証明書等の交付）

第29条 事業者は、当該指定に係る研修のすべての課程を終了したときは、その終了した月の翌月末までに、様式第5号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により提出のあった実績報告書を審査の上、適当と認めるときは、様式第6号による実績報告書受理通知書を事業者に交付するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定による交付を受けたときは、速やかに様式第7号に定める修了証明書及び携帯用修了証明書（以下「修了証明書等」という。）に知事が当該研修を修了した者ごとに定める番号を付記して、これを当該研修を修了した者に交付しなければならない。ただし、複数の都道府県にわたって一体的に当該研修事業を実施する事業者であつて、修了証明書等の管理が一元的にかつ適正に行われているものとして知事の承認を得たものについては、当該番号を付記することを要しない。

4 事業者は、前項の規定により交付した修了証明書等の写し及び当該修了証明書等の交付を受けた者がその受けた旨を記載した様式第8号による介護員養成研修修了者名簿を、第2項に規定する実績報告書受理通知の交付の日から2月以内に知事に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第30条 知事は、研修が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認めるときは、その研修の指定を取り消し、又はその実施の禁止を指示することができる。

(1) 第22条若しくは第23条又は規則第22条の27に規定する基準を満たすことができなくなったとき。

(2) 事業者が第11条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を指示されてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 事業者又はその役員若しくは従業員が第11条第1項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該事業者の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(4) 事業者が、不正の手段により政令第3条第1項第2号の研修の指定を受けたとき。

第4章 雑則

(書類等の保存)

第31条 事業者は、研修事業の業務に関し作成した書類等を当該研修の修了した日から起算して10年を経過する日までの間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第29条第3項に規定する修了証明書に関する書類等は、永年保存しなければならない。

(会計の区分)

第32条 事業者は、当該研修事業とその他の事業の経理を区分するとともに、会計帳簿や決算書類等事業収支を明らかにする書類を整備しておかなければならない。

(情報の公開)

第33条 事業者は、第4条及び第17条に規定する申請書及び書類(住民票の写し、登記事項証明書及び印鑑証明書を除く。)の謄本又はこれらに記載されている事項を記録した書類をその事務所に備え置き、当該事業者の行う研修を受講しようとする者、受講してい

る者又は受講した者その他の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

- 2 知事は、事業者に関する情報並びに前項に規定する書類又はその謄本を公衆の縦覧に供するものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、知事は、事業者に対する処分及び指示の内容を公表するものとする。

(情報の開示)

第34条 事業者は、別表4に掲げる項目を自らホームページ等において開示するよう努めるものとする。

(実地調査)

第35条 知事は、事業者が行う研修事業の実施の状況を把握するため、当該職員に実地調査を行わせることができる。

- 2 前項の実地調査を行うときは、あらかじめ調査の日時を事業者に通知しなければならない。

(修了証明書等の書換交付等)

第36条 事業者は、修了証明書の交付を受けた者から修了証明書の記載事項に変更を生じたことによる書換の申出があったときは、修了証明書の書換交付をすることができる。

- 2 事業者は、修了証明書の交付を受けた者から紛失又は毀損による再交付の申出があったときは、速やかに修了証明書の再交付をしなければならない。

(みなし規定)

第37条 次の各号に掲げる者は、この要綱に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とみなす。

(1) 「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者

(2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者

(3) 実務者研修修了者（社会福祉士法及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）第3条に規定する「文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」をいう。以下同じ。）

- 2 次の各号に掲げる者は、この要綱に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者とみ

なす。

- (1) 「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程修了者
- (2) 看護師、准看護師又は保健師の資格を有する者
- (3) 実務者研修修了者
- (4) 介護職員初任者研修課程を修了した者

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

(事業者の指定に関する経過措置)

第2条 この要綱の施行の際現に政令第3条第1項第2号の事業者の指定を受けている者については、附則様式による承諾書を平成14年10月31日までに、第4条第2項第5号から第11号までに規定する書類を平成14年11月30日までに、それぞれ知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する者については、第9条第1号及び第2号の規定は、当分の間、適用しない。

(研修の指定に関する経過措置)

第3条 この要綱の施行前に政令第3条第1項第2号の指定を受けた研修（附則第4条の規定による廃止前の京都府訪問介護員養成研修事業者の指定に関する要綱（平成12年10月6日策定）第4条又は第5条の規定により届出又は承認が必要な場合において、適法に当該届出又は承認がされているものに限る。）であって、この要綱の施行の際現に行われ、又はこの要綱の施行の日以後に行われるものについては、第17条第2項各号に掲げる書類を平成14年11月30日又は当該研修を受講する者の募集の日から30日前のいずれか遅い日までに知事に提出しなければならない。

2 第17条第3項の規定は、前項の規定による書類の提出について準用する。

3 第1項に規定する研修については、その内容に変更がない場合に限り、第17条から第26条までの規定は、平成15年3月31日までの間は、適用しない。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に規定するもののほか、この要綱の施行に伴い必要な経過措置は、知事が別に定める。

(京都府訪問介護員養成研修事業者の指定に関する要綱等の廃止)

第5条 京都府訪問介護員養成研修事業者の指定に関する要綱及び京都府訪問介護員養成研修事業者の指定に関する取扱要領（平成12年10月6日策定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(研修の修業年限に関する経過措置)

第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく短期大学及び高等学校において福祉に関する課程を有し、卒業に必要な履修単位の科目として研修を実施する学校法人（この要綱の施行前に研修の実施についての意思を表示していたものであって、知事が特に適当と認めるものに限る。）については、当分の間、第21条第1項第2号中「1年とあるのは「1年6月」と、同項第3号中「8月」とあるのは「1年」とし、同条第2項の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の京都府介護員養成研修に関する要綱に基づき事業者の指定を受けている者は、この要綱による改正後の承諾書（様式第1号-2）を、施行日以降研修の指定を受けようとする前までに、知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、介護職員初任者研修については、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、指定の申請をすることができる。この場合において、知事は、施行日前においても研修を指定することができることとし、当該指定に係る研修は施行日以降に開催することができるものとする。
(改正前に指定された研修に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の京都府介護員養成研修に関する要綱に基づき政令第3条第1項第2号の指定を受けた研修については、改正前の要綱の規定を適用する。

(研修の修業年限に関する経過措置)

- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく短期大学及び高等学校において福祉に関する課程を有し、卒業に必要な履修単位の科目として研修を実施する学校法人（この要綱の施行前に研修の実施についての意思を表示していたものであって、知事が特に適当と認めるものに限る。）が行う研修については、当分の間、第21条中「8月」とあるのは、「1年」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

【別表1】カリキュラムの時間、内容及び講師要件

1 介護職員初任者研修課程（計130時間）

(I) 各科目の到達目標、評価、内容

1 職務の理解 6時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修に先立ち、これからの介護を目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的なイメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修課程全体（130時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。 ・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。 <p>■ 内 容</p> <p>1 多様なサービスの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービス（居宅、施設） ○介護保険外サービス <p>2 介護職の仕事内容や働く現場の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ○居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的なイメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） ○ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携 <p>※3時間を上限として施設見学等の実習を講義に組み込むことができる。（注1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護福祉士 ○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者） ○高齢者施設の施設長 ○障害者施設の施設長 ○担当する教員

2 介護における尊厳の保持・自立支援 9時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。 ●虐待の定義、身体拘束、およびサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを列挙できる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。 ・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。 ・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。 ・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。 <p>■ 内 容</p> <p>1 人権と尊厳を支える介護</p> <p>(1) 人権と尊厳の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人として尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護 <p>(2) ICF</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護分野におけるICF <p>(3) QOL</p> <ul style="list-style-type: none"> ○QOLの考え方、○生活の質 <p>(4) ノーマライゼーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの考え方 <p>(5) 虐待防止・身体拘束禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援 <p>(6) 個人の権利を守る制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 <p>2 自立に向けた介護</p> <p>(1) 自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止 <p>(2) 介護予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師・看護師 ○介護福祉士 ○担当する教員 <p>1 人権と尊厳を支える介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉士 ○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者）

3 介護の基本 6時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。 介護を必要としている人の個性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について列挙できる。 ●介護職として共通の基本的な役割とサービスごとの特性、医療・看護との連携の必要性について列挙できる。 ●介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを列挙できる。 ●生活支援の場で出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを列挙できる。 ●介護職におこりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を列挙できる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。 ・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、場合によってはそれにより一人に対応しようとせず、サービス提供責任者や医療職と連携することが重要であると実感できるように促す。 <p>■ 内 容</p> <p>1 介護職の役割、専門性と多職種との連携</p> <p>(1) 介護環境の特徴の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護と施設介護サービスの違い、○地域包括ケアの方向性 <p>(2) 介護の専門性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重度化防止・遅延化の視点、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○根拠のある介護、○チームケアの重要性、○事業所内のチーム、○多職種から成るチーム <p>(3) 介護に関わる職種</p> <ul style="list-style-type: none"> ○異なる専門性を持つ多職種の理解、○介護支援専門員、○サービス提供責任者、○看護師等とチームとなり利用者を支える意味、○互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、○チームケアにおける役割分担 <p>2 介護職の職業倫理</p> <p>職業倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門職の倫理の意義、○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、○介護職としての社会的責任、○プライバシーの保護・尊重 <p>3 介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p>(1) 介護における安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○リスクとハザード <p>(2) 事故予防、安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、○情報の共有 <p>(3) 感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、○「感染」に対する正しい知識 <p>4 介護職の安全</p> <p>介護職の心身の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護職の健康管理が介護の質に影響、○ストレスマネジメント、○腰痛の予防に関する知識、○手洗い・うがいの励行、○手洗いの基本、○感染症対策 	<p>○介護福祉士 ○担当する教員</p> <p>1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 2 介護職の職業倫理 ○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者）</p> <p>3 介護における安全の確保とリスクマネジメント 4 介護職の安全 ○保健師・看護師 ○高齢者施設の施設長 ○障害者施設の施設長</p>

4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 9時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度や障害福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 介護保険制度や障害福祉制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例：税が財源の半分であること、利用者負担割合 ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度・障害福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。 利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害福祉制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す。 <p>■ 内 容</p> <p>1 介護保険制度</p> <ol style="list-style-type: none"> 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進 仕組みの基礎的理解 ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定 <p>2 医療との連携とリハビリテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医行為と介護、○訪問看護、○施設における看護と介護の役割・連携、○リハビリテーションの理念 <p>3 障害福祉制度およびその他制度</p> <ol style="list-style-type: none"> 障害福祉制度の理念 ○障害の概念、○ICF（国際生活機能分類） 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 ○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで 個人の権利を守る制度の概要 ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 	<p>○担当する教員</p> <p>1 介護保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該事務担当の行政職員 ○社会福祉士 ○高齢者施設の施設長 <p>2 医療との連携とリハビリテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健師・看護師 ○医師 ○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士 <p>3 障害者自立支援制度およびその他制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該事務担当の行政職員 ○社会福祉士 ○障害者施設の施設長

5 介護におけるコミュニケーション技術 6時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、初任者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。 ●家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職としてもつべき視点を列挙できる。 ●言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 ●記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。 ・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。 <p>■ 内 容</p> <p>1 介護におけるコミュニケーション</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 <ul style="list-style-type: none"> ○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答 (2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴 (3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 <ul style="list-style-type: none"> ○視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術 <p>2 介護におけるチームのコミュニケーション</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 記録における情報の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H (2) 報告 <ul style="list-style-type: none"> ○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点 (3) コミュニケーションを促す環境 <ul style="list-style-type: none"> ○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻りに接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性 	<p>○保健師・看護師 ○社会福祉士 ○介護福祉士 ○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者） ○担当する教員</p> <p>1 介護におけるコミュニケーション ○臨床心理士 ○精神保健福祉士 ○高齢者施設の施設長 ○障害者施設の施設長</p> <p>2 介護におけるチームのコミュニケーション ○介護支援専門員</p>

6 老化の理解 6時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。 例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等 ●高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。 例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。 <p>■ 内 容</p> <p>1 老化に伴うこころとからだの変化と日常</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ○防衛反応（反射）の変化、○喪失体験 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <ul style="list-style-type: none"> ○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響 <p>2 高齢者と健康</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ○循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師 ○保健師・看護師 ○担当する教員

7 認知症の理解 6時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症の利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解している。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。 ●健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。 ●認知症の中核症状と行動・心理症状（BPSD）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。 ●認知症の心理・行動のポイント、認知症の利用者への対応、コミュニケーションのとり方、および介護の原則について列挙できる。また、同様に、若年性認知症の特徴についても列挙できる。 ●認知症の利用者の健康管理の重要性と留意点、廃用症候群予防について概説できる。 ●認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを列挙できる。 例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること ●認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を概説できる。 ●家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて列挙できる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。 ・複数の具体的なケースを示し、認知症の利用者の介護における原則についての理解を促す。 <p>■ 内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認知症を取り巻く状況 認知症ケアの理念 ○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する） 2 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 ○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬 3 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 ○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（BPSD）、○不適切なケア、○生活環境で改善 (2) 認知症の利用者への対応 ○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、○身体を通じたコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア 4 家族への支援 ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイトケア） 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師 ○保健師・看護師 ○社会福祉士 ○介護福祉士 ○担当する教員

8 障害の理解 3時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念とICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害の概念とICFについて概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ●障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念とICFを理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 <p>■ 内 容</p> <p>1 障害の基礎的理解</p> <p>(1) 障害の概念とICF</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ICFの分類と医学的分類、○ICFの考え方 <p>(2) 障害福祉の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの概念 <p>2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識</p> <p>(1) 身体障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害 <p>(2) 知的障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知的障害 <p>(3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、○高次脳機能障害、○広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 <p>(4) その他の心身の機能障害</p> <p>3 家族の心理、かかわり支援の理解</p> <p>家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の軽減 	<p>○保健師・看護師 ○担当する教員</p> <p>1 障害の基礎的理解 2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 ○医師</p> <p>3 家族の心理、かかわり支援の理解 ○社会福祉士 ○介護福祉士 ○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者） ○臨床心理士 ○精神保健福祉士 ○高齢者施設の施設長 ○障害者施設の施設長</p>

到達目標・評価の基準	内 容 例	考えられる展開例
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた在宅・施設等それぞれの場面における高齢者の生活について列挙できる。 ●要介護度や健康状態の変化に沿った基本的な介護技術の原則（方法、留意点、その根拠等）について概説でき、生活の中の介護予防、および介護予防プログラムによる機能低下の予防の考え方や方法を列挙できる。 ●利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを列挙できる。 ●人の記憶の構造や意欲等を支援と結びつけて概説できる。 ●人体の構造や機能が列挙でき、何故行動が起こるのかを概説できる。 ●家事援助の機能と基本原則について列挙できる。 ●装うことや整容の意義について解説でき、指示や根拠に基づいて部分的な介護を行うことができる。 ●体位変換と移動・移乗の意味と関連する用具・機器やさまざまな車いす、杖などの基本的使用方法を概説でき、体位変換と移動・移乗に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ●食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法が列挙でき、食事に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ●入浴や清潔の意味と入浴を取り巻く環境整備や入浴に関連した用具を列挙でき、入浴に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ●排泄の意味と排泄を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、排泄に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護実践に必要なこころとからだのしくみの基礎的な知識を介護の流れを示しながら、視聴覚教材や模型を使って理解させ、具体的な身体の各部の名称や機能等が列挙できるように促す。 サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しかつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。 例えば「食事の介護技術」は「食事という生活の支援」と捉え、その生活を支える技術の根拠を身近に理解できるように促す。さらに、その利用者が満足する食事が提供したいと思う意欲を引き出す。他の生活場面でも同様とする。 「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。 <p>■ 内 容</p> <p><Ⅰ. 基本知識の学習…10～13時間程度></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、○法的根拠に基づく介護 2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○学習と記憶の基礎知識、○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、○こころの持ち方が行動に与える影響、○からだの状態がこころに与える影響 3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○こころとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点 <p><Ⅱ. 生活支援技術の学習…50～55時間程度></p> <ol style="list-style-type: none"> 4 生活と家事 <ul style="list-style-type: none"> 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観 5 快適な居住環境整備と介護 <ul style="list-style-type: none"> 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 ○家庭内に多い事故、○バリアフリー、○住宅改修、○福祉用具貸与 6 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 <ul style="list-style-type: none"> 整容に関する基礎知識、整容の支援技術 ○身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、○身じたく、○整容行動、○洗面の意義・効果 7 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 <ul style="list-style-type: none"> 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援 	<p>基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本知識の学習（10～13時間程度） <ol style="list-style-type: none"> 1 介護の基本的な考え方 2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 ●生活支援技術の講義・演習（50～55時間程度） <ol style="list-style-type: none"> 4 生活と家事 5 快適な居住環境整備と介護 6 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 7 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 8 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 9 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 10 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 11 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 12 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護

<p>●睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。</p> <p>●ターミナルケアの考え方、対応のしかた・留意点、本人・家族への説明と了解、介護職の役割や他の職種との連携（ボランティアを含む）について、列挙できる。</p>	<p>○利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、○移動介助（車いす・歩行器・つえ等）、○褥瘡予防</p> <p>8 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関した福祉用具の活用と介助方法、○口腔ケアの定義、○誤嚥性肺炎の予防</p> <p>9 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○羞恥心や遠慮への配慮、○体調の確認、○全身清拭（身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方）、○目・鼻腔・耳・爪の清潔方法、○陰部清浄（臥床状態での方法）、○足浴・手浴・洗髪</p> <p>10 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽やかな排泄を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○排泄とは、○身体面（生理面）での意味、○心理面での意味、○社会的な意味、○プライド・羞恥心、○プライバシーの確保、○おむつは最後の手段／おむつ使用の弊害、○排泄障害が日常生活上に及ぼす影響、○排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連、○一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的な方法、○便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫／繊維質の食物を多く取り入れる、腹部マッサージ）</p> <p>11 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護 睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防</p> <p>12 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候と介護、○介護従事者の基本的態度、○多職種間の情報共有の必要性</p> <p>※「Ⅱ. 生活支援技術の学習」において、12時間を上限として技術演習を実習の形式で行うことができる。しかし、その場合であっても上記のそれぞれの項目について、その技術演習を全て実習の形式で行うことは認められないものとする。（注1）</p> <p>※「Ⅱ. 生活支援技術の学習」においては、総時間の概ね5～6割を技術演習にあてることとし、その他の時間は、個々の技術に関連したところとからだのしくみ等の根拠の学習及び技術についての講義等に充てること。</p>	<p>●生活支援技術演習（10～12時間程度） 13介護過程の基礎的理解 14総合生活支援技術演習</p> <p>講師要件</p> <p>○介護福祉士 ○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者） （5 快適な居住環境整備と介護を除く） ○保健師・看護師 （4 生活と家事を除く） ○担当する教員</p> <p>4 生活と家事 ○管理栄養士・栄養士（栄養・食生活のみ）</p> <p>5 快適な居住環境整備と介護 ○医師 ○理学療法士 ○作業療法士 ○福祉用具専門相談員又は福祉機器プランナー（福祉用具のみ） ○福祉住環境コーディネーター（住宅のみ） ○建築士（福祉・介護関係研修修了者）（住宅のみ）</p> <p>8 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ○管理栄養士・栄養士（栄養・食生活のみ） ○歯科衛生士（口腔ケアのみ）</p>
--	---	---

	<p><Ⅲ. 生活支援技術演習…10～12時間程度></p> <p>13介護過程の基礎的理解 ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p> <p>14総合生活支援技術演習（事例による展開） 生活の各場面での介護について、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点の習得を目指す。 ○事例の提示→こころとからだの力が発揮できない要因の分析→適切な支援技術の検討→支援技術演習→支援技術の課題（1事例1.5時間程度で上のサイクルを実施する） ○事例は高齢（要支援2程度、認知症、片麻痺、座位保持不可）から2事例を選択して実施</p> <p>※本科目の6～11の内容においても、「14総合生活支援技術演習」で選択する高齢の2事例と同じ事例を共通して用い、その支援技術を適用する考え方の理解と技術の習得を促すことが望ましい。 ※本科目の6～11の内容における各技術の演習及び「14総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価（介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等）を行うことが望ましい。</p>	
--	--	--

10 振り返り 4時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅、施設の何れの場合であっても、「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、対応の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って介護を行えるよう理解を促す。 研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させたうえで、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。 修了後も継続的に学習することを前提に、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。 最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。 介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） <p>■ 内 容</p> <p>1 振り返り ○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと、○根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等）</p> <p>2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修 ○継続的に学ぶべきこと、○研修終了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Off-JT、OJT）を紹介</p> <p>※2時間を上限として施設見学等の実習を講義に組み込むことができる。（注1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師・看護師 ○介護福祉士 ○高齢者施設の施設長 ○障害者施設の施設長 ○担当する教員

注1 施設実習について

- ・「1 職務の理解」「10 振り返り」の科目において下記の施設の見学等を講義に組み込むことができる。
- ・「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の「II 生活支援技術の学習」の科目について、下記の施設において技術演習を実習の形式で行うことができる。その場合実習を行うことができる時間は、下表において各施設種別ごとに定められた時間を上限とする。

施設種別	内容例	実習施設及び指導者要件
施設・居住型施設 (8時間以内)	<p><説明を受ける、見学・閲覧する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の概要や特徴、取り組み、利用者、一日のプログラム、職員体制について、説明を受ける。 ●各職種から、それぞれの業務内容、チームケアの取り組みや連携について説明を受ける。 ●申し送りの場面を見学する。 ●カンファレンスを見学する。 ●介護記録や、ケアプランを閲覧する。 ●基本的な介護技術について、介護方法や内容、利用者との接し方を見学する。 ●PT、OT、ST等による機能訓練の場面を見学する。 ●主な医療器具や福祉用具の使用場面を見学する。 ●自立のための福祉用具の使用法、取り扱いについて説明を受ける。 ●居室の環境、バリアフリーなどを見学する。 ●環境整備の方法について説明を受ける。 ●ボランティアの活動状況や内容等の説明を受ける。 ●地域の関係機関等との連携について説明を受ける。 等 <p><経験する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●主な福祉用具(車イス、自助具等)を利用している利用者の介護を経験する。 ●できるだけ多くの利用者に自ら話しかけ、コミュニケーションの機会を持つ。認知症高齢者についても、コミュニケーションの機会を持つ。 ●補助的業務(食事、入浴、排泄関連業務、環境整備等)を経験する。 ●レクリエーション、グループ活動、行事、作業療法、外出等に、利用者とともに参加する。 ●軽度の利用者について、食事・口腔ケア、更衣、排泄、入浴、移動・移乗等の介護を、職員指導下で経験する。 ●一人の利用者を決めて、その人の個性、嗜好、暮らしの様子、習慣、人間関係等について観察し、その人らしさについてまとめる。 ●実習記録を作成する。 等 	<p><実習施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・身体障害者療護施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害児施設重度棟 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・肢体不自由児施設 ・特定施設入所者生活介護事業所 等 <p><指導者要件></p> <p>保健師・看護師・介護福祉士等として実務に従事し、施設長が推薦する者</p>

施設種別	内容例	実習施設及び指導者要件
通所・小規模多機能型施設 (6時間以内)	<p><説明を受ける、見学・閲覧する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の概要や特徴、取り組み、利用者、一日のプログラム、職員体制について、説明を受ける。 ●各職種から、それぞれの業務内容、チームケアの取り組みや連携について説明を受ける。 ●居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療機関等、地域の関係機関との連携について説明を受ける。 ●カンファレンスを見学する。 ●介護記録や、ケアプラン、通所介護計画、介護予防通所介護計画を閲覧する。 ●基本的な介護技術について、介護方法や内容、利用者との接し方等を見学する。 ●介護予防プログラムを見学する。 ●自立のための福祉用具の使用法、取り扱いについて説明を受ける。 ●環境整備の方法について説明を受ける。 等 <p><経験する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●送迎時の介助補助、健康状態の観察、私物持参品の管理補助を経験する。 ●できるだけ多くの利用者に自ら話しかけ、コミュニケーションの機会を持つ。 ●レクリエーション、グループ活動、行事、作業療法、外出等に、利用者とともに参加する。 ●食事、口腔ケア、衣類の着脱、排泄、入浴、移動・移乗等の介護を、職員指導下で経験する。 ●実習記録を作成する。 等 	<p><実習施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業所 ・指定通所リハビリテーション事業所 ・小規模多機能型施設 <p><指導者要件></p> <p>保健師・看護師・介護福祉士等として実務に従事し、施設長が推薦する者</p>
訪問介護施設 (4時間以内)	<p><説明を受ける、見学・閲覧する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所の概要や特徴、取り組み、利用者、職員体制について、説明を受ける。 ●事業所内での業務(チームケアのシステムや業務管理のしくみ等)について、説明を受ける。 ●居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療機関等、地域の関係機関との連携について説明を受ける。 ●カンファレンスを見学する。 ●訪問記録、訪問介護計画等を確認・閲覧する。 ●サービス提供責任者や担当ヘルパーに同行し、介護や利用者の生活環境に応じた家事援助の内容、工夫、利用者との接し方等を見学する。 等 <p><経験する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者、家族とのコミュニケーションの機会を持つ。 ●可能な範囲で、身体介護、家事援助を経験する。 ●実習記録を作成する。 等 	<p><実習施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問介護事業所 <p><指導者要件></p> <p>訪問介護員として実務に従事し施設長が推薦する者又はサービス提供責任者</p>

注2 「到達目標」及び「評価」について

介護職員初任者研修を通じた到達目標	
<p>1 基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。</p> <p>2 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。</p> <p>3 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。</p> <p>4 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。</p> <p>5 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。</p> <p>6 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。</p> <p>7 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。</p> <p>8 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。</p> <p>9 的確な記録・記述の大切さを理解できる。</p> <p>10 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。</p> <p>11 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。</p>	
各科目の到達目標	修了時の評価ポイント
<p>○「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。</p> <p>○介護職員初任者研修修了時点でただちにできることは困難だが、介護職員初任者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。</p>	<p>○「修了時の評価ポイント」とは、介護職員初任者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。</p> <p>○介護職員初任者研修事業者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。</p> <p>「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。</p> <p>(ア) 知識として知っていることを確認するもの。 知識として知っているレベル。 【表記】 「列挙できる」（知っているレベル） 「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル） 「説明できる」（具体的に説明できるレベル） 筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。</p> <p>(イ) 技術の習得を確認するもの。 実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。 【表記】 「～できる」「実施できる」 教室での実技を行い確認することが考えられる。</p> <p>(ウ) 各科目の「内容例」 各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」「内容」は、各科目の内容について例示したものである。</p> <p>注：研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行うこと。 全科目の終了時に、上記の「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の修得度を評価すること。 修了評価は筆記試験により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間には含めないこと。 修了時の評価方法について、学則に明記すること。</p>

2 生活援助従事者研修課程（計59時間）

(I) 各科目の到達目標、評価、内容

1 職務の理解 2時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修に先立ち、これからの介護を目指すべき、その人の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修課程全体（59 時間）の構成と各研修科目（10 科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。 ・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。 <p>■ 内 容</p> <p>1 多様なサービスの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービス（居宅）、○介護保険外サービス <p>2 介護職の仕事内容や働く現場の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ○居宅の実際のサービス提供現場の具体的なイメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） ○生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを含む） <p>※1時間を上限として施設見学等の実習を講義に組み込むことができる。（注1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○介護福祉士 ○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者） ○高齢者施設の施設長 ○障害者施設の施設長 ○担当する教員

2 介護における尊厳の保持・自立支援 6時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。 ●虐待の定義、身体拘束、およびサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを理解している。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を複数示し、利用者およびその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。 ・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。 ・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。 ・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。 <p>■ 内 容</p> <p>1 人権と尊厳を支える介護</p> <p>(1) 人権と尊厳の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人として尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、 ○利用者のプライバシーの保護 <p>(2) I C F</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護分野における I C F <p>(3) Q O L</p> <ul style="list-style-type: none"> ○Q O Lの考え方、○生活の質 <p>(4) ノーマライゼーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの考え方 <p>(5) 虐待防止・身体拘束禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援 <p>(6) 個人の権利を守る制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法、○成年後見人制度、○日常生活自立支援事業 <p>2 自立に向けた介護</p> <p>(1) 自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、 ○重度化防止 <p>(2) 介護予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師・看護師 ○介護福祉士 ○担当する教員 <p>1 人権と尊厳を支える介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉士 ○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者）

3 介護の基本 4 時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。 介護を必要としている人の個性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について理解している。 ●介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを理解している。 ●生活支援の場で出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを理解している。 ●介護職におこりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を理解している。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。 ・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、それに一人に対応しようとせず、サービス提供責任者の指示を仰ぐことが重要であると実感できるよう促す。 <p>■ 内 容</p> <p>1 介護職の役割、専門性と多職種との連携</p> <p>(1) 介護環境の特徴の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアの方向性 <p>(2) 介護の専門性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重度化防止・遅延化の視点、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○根拠のある介護、○チームケアの重要性、○事業所内のチーム <p>(3) 介護に関わる職種</p> <ul style="list-style-type: none"> ○異なる専門性を持つ多職種の理解、○介護支援専門員、○サービス提供責任者 <p>2 介護職の職業倫理</p> <p>職業倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門職の倫理の意義、○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、○介護職としての社会的責任、○プライバシーの保護・尊重 <p>3 介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p>(1) 介護における安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○リスクとハザード、○身体介助の技術を持たない人が介助するリスク <p>(2) 事故予防、安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、○情報の共有 <p>(3) 感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、○「感染」に対する正しい知識 <p>4 介護職の安全</p> <p>介護職の心身の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護職の健康管理が介護の質に影響、○ストレスマネジメント、○手洗い・うがいの励行、○手洗いの基本、○感染症対策 	<p>○介護福祉士 ○担当する教員</p> <p>1 介護職の役割、専門性と多職種との連携 2 介護職の職業倫理</p> <p>○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者）</p> <p>3 介護における安全の確保とリスクマネジメント 4 介護職の安全</p> <p>○保健師・看護師 ○高齢者施設の施設長 ○障害者施設の施設長</p>

4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 3時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度や障害福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ等について、その概要のポイントを列挙できる。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解している。 ●介護保険制度や障害福祉制度の理念と保険料負担、本人負担について理解している。 例：利用者負担割合等 ●ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて理解している。 ●高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について理解している。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度・障害福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を促す。 ・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害福祉制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す。 <p>■ 内 容</p> <p>1 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進 <p>(2) 仕組みの基礎的理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順 <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定 <p>2. 医療との連携とリハビリテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護 <p>3 障害福祉制度およびその他制度</p> <p>(1) 障害福祉制度の理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害の概念、○ICF（国際生活機能分類） <p>(2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 	<p>○担当する教員</p> <p>1 介護保険制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該事務担当の行政職員 ○社会福祉士 ○高齢者施設の施設長 <p>2 医療との連携とリハビリテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健師・看護師 ○医師 ○理学療法士 ○作業療法士 ○言語聴覚士 <p>3 障害福祉制度およびその他制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該事務担当の行政職員 ○社会福祉士 ○障害者施設の施設長

5 介護におけるコミュニケーション技術 6時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、生活援助中心型サービスの職務に従事する者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。 ●家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職としてもつべき視点を列挙できる。 ●言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 ●記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。 ・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。 <p>■ 内 容</p> <p>1 介護におけるコミュニケーション</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 <ul style="list-style-type: none"> ○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答 (2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴 (3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 <ul style="list-style-type: none"> ○視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術 <p>2 介護におけるチームのコミュニケーション</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 記録における情報の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H (2) 報告 <ul style="list-style-type: none"> ○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点 (3) コミュニケーションを促す環境 <ul style="list-style-type: none"> ○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻りに接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性 	<p>○保健師・看護師 ○社会福祉士 ○介護福祉士 ○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者） ○担当する教員</p> <p>1 介護におけるコミュニケーション ○臨床心理士 ○精神保健福祉士 ○高齢者施設の施設長 ○障害者施設の施設長</p> <p>2 介護におけるチームのコミュニケーション ○介護支援専門員</p>

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。 ・介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症ケアの基本を理解している。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。 例:退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等 ●高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。 例:脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等 ●認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。 ●健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。 ●認知症の中核症状と行動・心理症状(BPSD)等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。 ●認知症の利用者の健康管理と廃用症候群予防の重要性と留意点について列挙できる。 ●認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを理解している。 例:生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らん場の確保等、地域を含めて生活環境とすること ●認知症の利用者とのコミュニケーション(言語、非言語)の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方(良い関わり方、悪い関わり方)を列挙できる。 ●家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて理解している。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。 ・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。 ・複数の具体的なケースを示し、認知症ケアの基本についての理解を促す。 <p>■ 内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 老化に伴うところとからだの変化と日常 <ol style="list-style-type: none"> (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ○防衛反応(反射)の変化、○喪失体験 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <ul style="list-style-type: none"> ○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響 2 高齢者と健康 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ○循環器障害(脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患)、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状(強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症)、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい 3 認知症を取り巻く状況 <ul style="list-style-type: none"> 認知症ケアの理念 <ul style="list-style-type: none"> ○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点(できることに着目する) 4 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 <ul style="list-style-type: none"> 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理(脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア)、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬 5 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活 <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状(BPSD)、○不適切なケア、○生活環境で改善 (2) 認知症の利用者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、○身体を通じたコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア 6 家族への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減(レスパイトケア) 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師 ○保健師・看護師 ○担当する教員 <ol style="list-style-type: none"> 3 認知症を取り巻く状況 4 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 5 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活 6 家族への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉士 ○介護福祉士

7 障害の理解 3時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念とICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害の概念とICFについて概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ●障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念とICFを理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 <p>■ 内 容</p> <p>1 障害の基礎的理解</p> <p>(1) 障害の概念とICF</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ICFの分類と医学的分類、○ICFの考え方 <p>(2) 障害福祉の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの概念 <p>2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識</p> <p>(1) 身体障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害 <p>(2) 知的障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○知的障害 <p>(3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、○高次脳機能障害、○広汎性発達障害 ・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 <p>(4) その他の心身の機能障害</p> <p>3 家族の心理、かかわり支援の理解</p> <p>家族への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師・看護師 ○担当する教員 <p>1 障害の基礎的理解</p> <p>2 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師 <p>3 家族の心理、かかわり支援の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉士 ○介護福祉士 ○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者） ○臨床心理士 ○精神保健福祉士 ○高齢者施設の施設長 ○障害者施設の施設長

・
・
・
・

到達目標・評価の基準	内 容 例	考えられる展開例
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 ・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。 <p>■修了時の評価ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。 ●利用者の身体の状況に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。 ●家事援助の機能の概要について列挙できる。 ●移動・移乗の意味と関連する用具・機器、および移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。 ●食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみを理解している。 ●睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみを理解している。 ●ターミナルケアの考え方について列挙できる。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活援助を中心とする介護実践に必要とされるこころとからだのしくみの基礎的な知識を理解させ、具体的な身体機能の概要が理解できるよう促す。 ・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しかつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。 ・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。 <p>■ 内 容</p> <p><Ⅰ. 基本知識の学習…3～5時間程度></p> <p>1 介護の基本的な考え方 ○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、○法的根拠に基づく介護</p> <p>2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 ○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因</p> <p>3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 ○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○こころとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点</p> <p><Ⅱ. 生活支援技術の学習…16～18時間程度></p> <p>4 生活と家事 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p> <p>5 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点 ○家庭内に多い事故</p> <p>6 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解、移動と社会参加の留意点と支援 ○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○歩行等が不安定な者の移動支援・見守り（車いす・歩行器・つえ等）</p> <p>※実習を2時間実施すること。（注1）</p>	<p>基本知識の学習の後、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本知識の学習（3～5時間程度） 1 介護の基本的な考え方 2 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 3 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 ●生活支援技術の講義・演習（16～18時間程度） 4 生活と家事 5 快適な居住環境整備と介護 6 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 7 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 8 睡眠に関したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 9 死にゆく人に関したこころとからだのしくみと終末期介護 ●生活支援技術演習（3～5時間程度） 10 介護過程の基礎的理解

	<p>7 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 食事にに関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関わる福祉用具の定義、○口腔ケアの意義、○誤嚥性肺炎の予防</p> <p>8 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護 睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防</p> <p>9 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護 終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候</p> <p>※「Ⅱ. 生活支援技術の学習」において、3時間を上限（「移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護」の実習2時間を除く。）として技術演習を実習の形式で行うことができる。しかし、その場合であっても上記のそれぞれの項目について、その技術演習を全て実習の形式で行うことは認められないものとする。（注1）</p> <p>※「Ⅱ. 生活支援技術の学習」においては、総時間の概ね5～6割を技術演習にあてることとし、その他の時間は、個々の技術に関連したところとからだのしくみ等の根拠の学習及び技術についての講義等に充てること。</p> <p><Ⅲ. 生活支援技術演習…3～5時間程度></p> <p>10 介護過程の基礎的理解 ○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p>	<p style="text-align: center;">講師要件</p> <p>○介護福祉士 ○介護員（実務者研修・介護職員基礎研修・1級課程修了者） （5快適な居住環境整備と介護を除く） ○保健師・看護師 （4生活と家事を除く） ○担当する教員</p> <p>4 生活と家事 ○管理栄養士・栄養士 （栄養・食生活面のみ）</p> <p>5 快適な居住環境整備と介護 ○医師 ○理学療法士 ○作業療法士</p> <p>7 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ○管理栄養士・栄養士 （栄養・食生活面のみ） ○歯科衛生士 （口腔ケアのみ）</p>
--	--	--

9 振り返り 2時間

到達目標・評価の基準	内 容 例	講 師 要 件
<p>■ねらい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識を図る。 	<p>■ 指導の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、対応の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って生活援助中心型の介護サービスを行えるよう理解を促す。 ・研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させたいうで、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。 ・修了後も継続的に学習することの重要性について理解を促し、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるように促す。 ・最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応、キャリアアップ等）へ向けての課題を受講者が認識できるように促す。 ・介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） <p>■ 内 容</p> <p>1 振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと、○根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等） <p>2 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続的に学ぶべきこと、○研修終了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Off-JT、OJT）を紹介 <p>※1時間を上限として施設見学等の実習を講義に組み込むことができる。（注1）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○保健師・看護師 ○介護福祉士 ○高齢者施設の施設長 ○障害者施設の施設長 ○担当する教員

注1 施設実習について

- ・「8 ころとからだのしくみと生活支援技術」の「Ⅱ 生活支援技術の学習」の「移動・移乗に関連したころとからだのしくみと自立に向けた介護」について、下記の施設において技術演習を実習の形式で2時間実施すること。
- ・「8 ころとからだのしくみと生活支援技術」の「Ⅱ 生活支援技術の学習」の科目について、下記の施設において技術演習を実習の形式で行うことができる。その場合実習を行うことができる時間は、下表において各施設種別ごとに定められた時間を上限とする。
- ・「1 職務の理解」「10 振り返り」の科目において下記の施設の見学等を講義に組み込むことができる。

施設種別	内容例	実習施設及び指導者要件
施設・居住型施設 (4時間以内)	<p><説明を受ける、見学・閲覧する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の概要や特徴、取り組み、利用者、一日のプログラム、職員体制について、説明を受ける。 ●各職種から、それぞれの業務内容、チームケアの取り組みや連携について説明を受ける。 ●申し送りの場面を見学する。 ●カンファレンスを見学する。 ●介護記録や、ケアプランを閲覧する。 ●基本的な介護技術について、介護方法や内容、利用者との接し方等を見学する。 ●PT、OT、ST等による機能訓練の場面を見学する。 ●主な医療器具や福祉用具の使用場面を見学する。 ●自立のための福祉用具の使用法、取り扱いについて説明を受ける。 ●居室の環境、バリアフリーなどを見学する。 ●環境整備の方法について説明を受ける。 ●ボランティアの活動状況や内容等の説明を受ける。 ●地域の関係機関等との連携について説明を受ける。 等 <p><経験する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●主な福祉用具（車イス、自助具等）を利用している利用者の介護を経験する。 ●できるだけ多くの利用者に自ら話しかけ、コミュニケーションの機会を持つ。認知症高齢者についても、コミュニケーションの機会を持つ。 ●補助的業務（食事、入浴、排泄関連業務、環境整備等）を経験する。 ●レクリエーション、グループ活動、行事、作業療法、外出等に、利用者とともに参加する。 ●軽度の利用者について、食事・口腔ケア、更衣、排泄、入浴、移動・移乗等の介護を、職員指導下で経験する。 ●一人の利用者を決めて、その人の個性、嗜好、暮らしの様子、習慣、人間関係等について観察し、その人らしさについてまとめる。 ●実習記録を作成する。 等 	<p><実習施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・身体障害者療養施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害児施設重度棟 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・肢体不自由児施設 ・特定施設入所者生活介護事業所 等 <p><指導者要件></p> <p>保健師・看護師・介護福祉士等として実務に従事し、施設長が推薦する者</p>

施設種別	内容例	実習施設及び指導者要件
通所・小規模多機能型施設 (3時間以内)	<p><説明を受ける、見学・閲覧する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の概要や特徴、取り組み、利用者、一日のプログラム、職員体制について、説明を受ける。 ●各職種から、それぞれの業務内容、チームケアの取り組みや連携について説明を受ける。 ●居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療機関等、地域の関係機関との連携について説明を受ける。 ●カンファレンスを見学する。 ●介護記録や、ケアプラン、通所介護計画、介護予防通所介護計画を閲覧する。 ●基本的な介護技術について、介護方法や内容、利用者との接し方等を見学する。 ●介護予防プログラムを見学する。 ●自立のための福祉用具の使用方法、取り扱いについて説明を受ける。 ●環境整備の方法について説明を受ける。 等 <p><経験する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●送迎時の介助補助、健康状態の観察、私物持参品の管理補助を経験する。 ●できるだけ多くの利用者に自ら話しかけ、コミュニケーションの機会を持つ。 ●レクリエーション、グループ活動、行事、作業療法、外出等に、利用者とともに参加する。 ●食事、口腔ケア、衣類の着脱、排泄、入浴、移動・移乗等の介護を、職員指導下で経験する。 ●実習記録を作成する。 等 	<p><実習施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定通所介護事業所 ・指定通所リハビリテーション事業所 ・小規模多機能型施設 <p><指導者要件></p> <p>保健師・看護師・介護福祉士等として実務に従事し、施設長が推薦する者</p>
訪問介護施設 (2時間以内)	<p><説明を受ける、見学・閲覧する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所の概要や特徴、取り組み、利用者、職員体制について、説明を受ける。 ●事業所内での業務（チームケアのシステムや業務管理のしくみ等）について、説明を受ける。 ●居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療機関等、地域の関係機関との連携について説明を受ける。 ●カンファレンスを見学する。 ●訪問記録、訪問介護計画等を確認・閲覧する。 ●サービス提供責任者や担当ヘルパーに同行し、介護や利用者の生活環境に応じた家事援助の内容、工夫、利用者との接し方等を見学する。 等 <p><経験する></p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者、家族とのコミュニケーションの機会を持つ。 ●可能な範囲で、身体介護、家事援助を経験する。 ●実習記録を作成する。 等 	<p><実習施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問介護事業所 <p><指導者要件></p> <p>訪問介護員として実務に従事し施設長が推薦する者又はサービス提供責任者</p>

注2 「到達目標」及び「評価」について

生活援助従事者研修を通じた到達目標	
<p>1 基本的な生活援助中心型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。</p> <p>2 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。</p> <p>3 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。</p> <p>4 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。</p> <p>5 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。</p> <p>6 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標となりうることを理解できる。</p> <p>7 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性を理解し、その一員として業務に従事するという視点を持つことができる。</p> <p>8 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。</p> <p>9 的確な記録・記述の大切さを理解できる。</p> <p>10 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。</p> <p>11 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。</p>	
各科目の到達目標	修了時の評価ポイント
<p>○「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。</p> <p>○生活援助従事者研修修了時点でただちにできることは困難だが、生活援助従事者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。</p>	<p>○「修了時の評価ポイント」とは、生活援助従事者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。</p> <p>○生活援助従事者研修事業者は受講生が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。</p> <p>「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。</p> <p>(ア) 知識として知っていることを確認するもの。 知識として知っているレベル。 【表記】 「理解している」（概要を知っているレベル） 「列挙できる」（知っているレベル） 「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル） 「説明できる」（具体的に説明できるレベル） 筆記試験や口答試験により、知識を確認することが考えられる。</p> <p>(イ) 技術の習得を確認するもの。 実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。 【表記】 「～できる」「実施できる」 教室での実技を行い確認することが考えられる。</p> <p>(ウ) 各科目の「内容例」 各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」、「内容」は、各科目の内容について例示したものである。</p> <p>注：研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行うこと。 全科目の終了時に、上記の「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の修得度を評価すること。 修了評価は筆記試験により0.5時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間には含めないこと。 修了時の評価方法について、学則に明記すること。</p>

【別表2】

通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間

1 介護職員初任者研修課程

科目	通信形式で実施できる上限時間	総時間
1 職務の理解	0時間	6時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	7.5時間	9時間
3 介護の基本	3時間	6時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7.5時間	9時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	6時間
6 老化の理解	3時間	6時間
7 認知症の理解	3時間	6時間
8 障害の理解	1.5時間	3時間
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	12時間	75時間
10 振り返り	0時間	4時間
合計	40.5時間	130時間

2 生活援助従事者研修課程

科目	通信形式で実施できる上限時間	総時間
1 職務の理解	0時間	2時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	3時間	6時間
3 介護の基本	2.5時間	4時間
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	2時間	3時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	6時間
6 老化と認知症の理解	5時間	9時間
7 障害の理解	1時間	3時間
8 こころとからだのしくみと生活支援技術	12.5時間	24時間
9 振り返り	0時間	2時間
合計	29時間	59時間

【別表3】

免除できる研修科目

1 介護職員初任者研修課程

科 目	修了した研修		
	生活援助 従事者研修	入門的研修	認知症介護 基礎研修
1 職務の理解			
2 介護における尊厳の保持・自立支援			
3 介護の基本		○	
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携			
5 介護におけるコミュニケーション技術	○		
6 老化の理解	○	○	
7 認知症の理解		○	○
8 障害の理解	○	○	
9 こころとからだのしくみと生活支援技術			
10 振り返り			

○：免除可 ×：免除不可

2 生活援助従事者研修課程

科 目	修了した研修	
	入門的研修	訪問介護に関 する3級課程
1 職務の理解		○
2 介護における尊厳の保持・自立支援		
3 介護の基本	○	
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携		
5 介護におけるコミュニケーション技術		
6 老化と認知症の理解	○	
7 障害の理解	○	
8 こころとからだのしくみと生活支援技術		
9 振り返り		

○：免除可

※ 修了した研修について、資格証明する書面等により確認し、免除するかどうかの決定を行うこと。

※ 免除者がいる場合は、実績報告書提出時に研修科目免除者名簿（様式第5号-5）を提出すること。

【別表 4】

研修機関が公表すべき情報の内訳

研修機関情報	法人情報 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●法人格・法人名称・住所等 ●代表者名、研修事業担当理事、取締役名 △理事等の構成、組織、職員数等 △教育事業を実施している場合・事業概要 △研究活動を実施している場合・概要 △介護保険事業を実施している場合・事業概要 △その他の事業概要 △法人財務情報
	研修機関情報 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所名称・住所等 ●理念 ●学則 ●研修施設、設備 △沿革 △事業所の組織、職員数等 △併設して介護保険事業を実施している場合・事業概要 ☆ △財務セグメント情報
研修事業情報	研修の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 ●研修のスケジュール（期間、日程、時間数） ●定員（集合研修、実習）と指導者数 ●研修受講までの流れ（募集、申し込み） ●費用 ●留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等
	課程責任者	<ul style="list-style-type: none"> ●課程編成責任者名 △課程編成責任者の略歴、資格
	研修カリキュラム (通信) 修了評価	<ul style="list-style-type: none"> ●科目別シラバス ●科目別担当教官名 ●科目別特徴 演習の場合は、実技内容・備品、指導体制 ●科目別通信・事前・事後学習とする内容及び時間 ●通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題 ●修了評価の方法、評価者、再履修等の基準
	実習施設 (実習を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●協力実習機関の名称・住所等 ☆ ●協力実習機関の介護保険事業の概要 ☆ ●協力実習機関の実習担当者名 ●実習プログラム内容、プログラムの特色 ●実習中の指導体制・内容（振り返り、実習指導等） △実習担当者の略歴、資格、メッセージ等 ●協力実習機関における延べ人数

講師情報	<ul style="list-style-type: none"> ●名前 ●略歴、現職、資格 △受講者向けメッセージ等 △受講者満足度調査結果等
実績情報	<ul style="list-style-type: none"> ●過去の研修実施回数（年度ごと） ●過去の研修延べ参加人数（年度ごと） △卒業率・再履修率 △卒後の就業状況（就職率／就業分野） △卒後の相談・支援
連絡先等	<ul style="list-style-type: none"> ●申し込み・資料請求先 ●法人の苦情対応者名・役職・連絡先 ●事業所の苦情対応者名・役職・連絡先
質を向上させるための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> △自己評価活動、総合評価活動 △実習の質の向上のための取り組み、研修機関と実習機関との連携 △研修活動、研究活動 △研修生満足度調査結果（アンケート、研修生の声など） △事業所満足度調査結果（アンケート、事業所の声など）

●：必須

△：可能な限り公表

☆：他のページにリンクで対応可

※ インターネット上のホームページにより情報を公開する。

※ サーバーは、法人ごと事業所ごとに自ら確保する。